

答 申 第 8 8 号
平成24年5月9日
(諮問公第101号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書について、一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成21年6月1日付けで次のとおり公文書開示請求を行った。

ア 平成18年5月11日の介護保険課・〇〇，〇〇への超過勤務命令簿（以下「開示請求1」という。）

イ 平成18年5月分の介護保険課・〇〇，〇〇への超過勤務命令簿（以下「開示請求2」という。）

ウ 平成19年1月18日の介護保険課・〇〇，〇〇，〇〇，〇〇，〇〇，〇〇への超過勤務命令簿（以下「開示請求3」という。）

エ 平成19年1月分の介護保険課・〇〇，〇〇，〇〇，〇〇，〇〇，〇〇への超過勤務命令簿（以下「開示請求4」という。）

これに対し実施機関は、平成21年6月29日付け介福第204号で、公文書一部開示決定を行った。

その後、上記処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、平成21年9月11日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

文書不存在を取り消し、一部開示された公文書は真正書面ではない、また全部開示も真正書面ではないため、真正書面を開示し、公開するとの決定を求めるといものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書において述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 開示請求1及び2について

(ア) 5月11日の超過勤務時間は午後5時30分から午後8時又は午後8時30分までとな

っている。既に開示された起案文における実地指導の時間帯は午後9時から午後12時までであり、超過勤務命令時間は午後5時30分から午後12時までであるはずである。

- (イ) 県は5月18日に実地指導をしたと主張しているが、超過勤務、夜間勤務、休日勤務命令簿に存在しない。よって真正書面ではないため、真正書面の開示を求める。
- (ウ) 公務員の押印が当日のものではなく、真正書面ではないため、真正書面の開示を求める。
- (エ) 他に公文書が存在することは明らかである。

イ 開示請求3及び4について

- (ア) 平成19年1月18日は、午後9時30分から17時まで実地検査をしたこととなっているが、超過勤務はない、あるいは業務内容が指導監査事務ではない。よって1月分の超過勤務命令簿は真正書面ではなく、真正書面の開示を求める。
- (イ) 「非常勤であるから文書不存在である」とする県の説明は失当しており、文書不存在であるはずがない。開示する義務がある。
- (ウ) 「鹿児島県非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する訓令」で、非常勤職員の勤務時間は午前8時30分から午後4時までと明確に規定されており、平成19年1月18日の実地検査は仮に誤記入としても午後5時までであり、1時間の超過勤務は明確である。非常勤職員には超過勤務をさせないとする県の説明は虚言であり、開示された以外に公文書が存在していることに疑う余地もない。
- (エ) 県は、「〇〇」の開示請求について、勝手に開示請求内容を「〇〇」として公文書の特定作業を行い、架空の公務員を開示しているのであるから、他に文書が存在することは当然である。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 開示請求1及び2について

ア 請求に対応する公文書として、介護保険課職員の〇〇及び〇〇の「超過勤務、夜間勤務、休日勤務命令簿」（平成18年5月分）が該当し、全部開示とした。

イ 既に異議申立人に開示した起案文において、平成18年5月11日の実地指導の時間帯は、午後9時から午後12時までとなっているが、これについては、「午前」と記載するところを誤って「午後」と記載していたものである。

ウ 5月18日の実地指導については、異議申立人が行った別件の保有個人情報開示請求に係る異議申立てに対し棄却決定を行った決定書において、実地指導の実施日について「5月11日」と記載すべきところを誤って「5月18日」と記載したものであり、異議申立人に対して決定書の一部訂正を行っている。

エ 以上のことから、開示請求1及び2に対応する公文書は当該公文書以外にない。

(2) 開示請求3及び4について

ア 「〇〇」を「〇〇」として公文書の特定作業を行った。

イ 介護保険課職員の〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇については「超過勤務、夜間勤務、休日勤務命令簿」（平成19年1月分）が請求に対応する公文書に該当し、全部開示とした。

ウ 非常勤職員取扱指針により、非常勤職員には超過勤務はさせないものとされており、非常勤職員である〇〇及び〇〇については、請求に対応する公文書は取得、作成していないため、存在せず、保有していないことから不開示とした。

エ 異議申立人が行った別件の公文書開示請求に対し開示した起案文において、実地検査の時間について、「午前」と記載すべきところを誤って「午後」と記載していたものであり、真正の書面ではないとの異議申立人の主張は当たらない。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年10月15日	諮問を受けた。
平成22年6月18日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
8月27日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
10月20日	異議申立人から意見書を受理した。
平成23年10月6日	諮問の審議を行った。
11月4日	諮問の審議を行った。（実施機関から処分理由等を聴取）
平成24年4月25日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 開示請求1及び2について

(ア) 請求対象公文書について

開示請求1及び2における請求内容は、平成18年5月11日及び同年5月分の、介護保険課（現在は介護福祉課）特定職員の超過勤務命令簿である。

実施機関は、特定職員に係る平成18年5月分の「超過勤務、夜間勤務、休日勤務命令簿」（以下「開示文書1」という。）を対象公文書として特定し、全部開示している。

異議申立人は、別途行った公文書開示請求において開示された起案文書では、実地指導の時間は午後9時からとなっているが、開示文書1において超過勤務時間が異なること、県は5月18日に実地指導を行ったとしているが当日の超過勤務命令がないなどとして、開示文書1は真正書面ではなく他に公文書が存在することは明らかであると主張していることから、対象公文書の特定の妥当性について検討する。

(イ) 対象公文書の特定の妥当性について

異議申立人の上記主張に対して、実施機関は、上記起案文書において午前と午後の記載を誤った、また、異議申立人が別途行った異議申立てに対する決定書において実地指導日として記載した5月18日は5月11日の誤りであり、既に決定書の一部訂正を行っており、開示請求1及び2に対応する公文書は開示文書1以外にないと説明しているが、当該説明に不自然、不合理な点は認められない。

また、念のため、当審査会事務局職員に、平成18年度の介護保険課職員の超過勤務、夜間勤務、休日勤務命令簿を確認させたところ、介護福祉課執務室内及び文書庫内に、特定職員に係る平成18年5月分の超過勤務、夜間勤務、休日勤務命令簿は、開示文書1以外に確認されなかった。

したがって、開示請求1及び2について、開示文書1を対象公文書として特定した実施機関の判断は妥当である。

イ 開示請求3及び4について

(ア) 請求対象公文書について

開示請求3及び4における請求内容は、平成19年1月18日及び平成19年1月分の介護保険課特定職員及び特定非常勤職員の超過勤務命令簿である。

実施機関は、特定職員に係る平成19年1月分の「超過勤務、夜間勤務、休日勤務命令簿」（以下「開示文書2」という。）を対象公文書として特定し、全部開示したが、特定非常勤職員に係る公文書は保有していないことから不開示としたとしている。

異議申立人は、別途行った公文書開示請求において開示された起案文書では、実地検査の時間は17時までとなっているが、特定職員の超過勤務時間や内容が異なっており開示文書2は真正書面ではない、また、非常勤職員分について文書不存在であるはずがないと主張していることから、特定職員分については対象公文書特定の妥当性を、特定非常勤職員分については不存在を理由とする不開示の妥当性をそれぞれ検討する。

(イ) 対象公文書の特定の妥当性について（特定職員分）

異議申立人の上記主張に対して、実施機関は、上記起案文書において午前と午後の記載を誤ったものであり、特定職員に係る開示請求3及び4に対応する公文書は開示文書2以外にないと説明しているが、当該説明に不自然、不合理な点は認められない。

また、念のため、当審査会事務局職員に、平成18年度の介護保険課職員の超過勤務、夜間勤務、休日勤務命令簿を確認させたところ、介護福祉課執務室内及び文書庫内に、特定職員に係る平成19年1月分の超過勤務、夜間勤務、休日勤務命令簿は、開示文書2以外に確認されなかった。

したがって、特定職員に係る開示請求3及び4について、開示文書2を対象公文書として特定した実施機関の判断は妥当である。

(ウ) 不存在を理由とする不開示の妥当性について（特定非常勤職員分）

a 非常勤職員の勤務時間等

開示請求3及び4に係る特定非常勤職員は、介護保険報酬専門指導員であるが、介護福祉課が定める「介護保険報酬専門指導員の設置等に関する要綱」において、介護保険報酬専門指導員の1日の勤務時間は、「鹿児島県非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する訓令」第2条第1項に定めるところによるとされており、同項において、月曜日から金曜日までの各日の午前8時30分から午後4時までと定められている。

さらに、非常勤職員取扱指針において、非常勤職員には超過勤務はさせないものとするとしている。

b 不存在を理由とする不開示の妥当性

異議申立人は、非常勤職員には超過勤務はさせないとする県の説明は虚言であり、文書不存在ではないと主張している。

確かに異議申立人の主張のとおり、異議申立人が別途行った公文書開示請求において開示された起案文書では、実地検査時間は17時までとなっており、一方、介護保険報酬専門指導員の勤務時間は、上記のとおり午後4時までとなっている。

このことについて実施機関に確認したところ、起案文書における時間は実地検査の予定時間を記載したものである、また、非常勤職員取扱指針で超過勤務をさせないこととなっており、非常勤職員には超過勤務は命じていないと説明する。

そこで、当審査会事務局職員に、介護福祉課執務室内及び文書庫内を確認させたところ、非常勤職員に係る平成19年1月分の超過勤務命令簿の存在は確認されず、保有していないとする実施機関の説明を覆すに足りる事情も認められない。

したがって、特定非常勤職員の超過勤務命令簿について、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。